

2. 補助金関係規程等の改正について

平成30年度に鉄道・運輸機構が改正した取扱要領・繰入基準

規程等の名称	改正年月日	概要
○都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準	平成31年3月29日 改正	平成31年度予算に合わせて、分割交付の分割率を改正した。

※平成31年3月29日 国鉄都第154号 都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱改正。

※別添 新旧対照表その1を参照

規程等の名称	改正年月日	概要
○地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領	平成31年2月21日 改正	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」及び「平成30年度補正予算（第2号）」における補助対象事業を明確化するため改正した。

※平成31年2月19日 国鉄都第126号 地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱改正。

※別添 新旧対照表その2を参照

規程等の名称	改正年月日	概要
○鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領	平成31年2月20日 改正	平成30年度補正予算（第2号）における補助対象事業を明確化するため改正した。

※平成31年2月14日 国鉄都第125号 鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱改正。

※別添 新旧対照表その3を参照

別添 新旧対照表その1

新旧対照表

改正案	現行
<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準</p> <p>平成 17 年 12 月 21 日 機構規程第 56 号</p> <p>改正 平成 19 年 3 月 28 日 機構規程第 163 号の 2</p> <p>平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 44 号</p> <p>平成 29 年 3 月 30 日 機構規程第 87 号</p> <p>平成 29 年 3 月 31 日 機構規程第 103 号</p> <p>平成 30 年 3 月 30 日 機構規程第 54 号</p> <p>平成 31 年 3 月 29 日 機構規程第 92 号</p>	<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準</p> <p>平成 17 年 12 月 21 日 機構規程第 56 号</p> <p>改正 平成 19 年 3 月 28 日 機構規程第 163 号の 2</p> <p>平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 44 号</p> <p>平成 29 年 3 月 30 日 機構規程第 87 号</p> <p>平成 29 年 3 月 31 日 機構規程第 103 号</p> <p>平成 30 年 3 月 30 日 機構規程第 54 号</p>

別表

対象事業	事業年度	分割年数	率					
			補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度
都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から平成34年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	609.3888/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700
	平成30年度	6年	812.4744/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700
	平成31年度	5年	704.6226/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	
	平成32年度	4年	525.9924/2700	124.6692/2700	124.6692/2700	124.6692/2700		
	平成33年度	3年	787.134/2700	56.433/2700	56.433/2700			
平成34年度	2年	760.683/2700	139.317/2700					

注 繰入決定において繰り入れの対象とされた事業の一部が当該繰入決定を受けた日の属する事業年度(以下「繰入決定年度」という。)内に完了せず、翌年度に繰り越された場合において、当該事業の繰り越し分の補助第2年度以降の交付年度及び補助率は、繰入決定年度に完了した分と同様とする。
 ただし、平成28年度事業の繰越し分については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内を整備した事業年度に繰り入れを行う。

附 則(平成31年3月29日機構規程第92号)

この繰入基準の一部改正は、平成31年3月29日から施行する。

対象事業	事業年度	分割年数	率					
			補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度
都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から平成34年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	609.3888/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700
	平成30年度	6年	812.4744/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700
	平成31年度	5年	443.3268/2700	114.1683/2700	114.1683/2700	114.1683/2700	114.1683/2700	
	平成32年度	4年	401.8779/2700	166.0407/2700	166.0407/2700	166.0407/2700		
	平成33年度	3年	413.9247/2700	243.03765/2700	243.03765/2700			
平成34年度	2年	413.5533/2700	488.4467/2700					

注 繰入決定において繰り入れの対象とされた事業の一部が当該繰入決定を受けた日の属する事業年度(以下「繰入決定年度」という。)内に完了せず、翌年度に繰り越された場合において、当該事業の繰り越し分の補助第2年度以降の交付年度及び補助率は、繰入決定年度に完了した分と同様とする。
 ただし、平成28年度事業の繰越し分については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内を整備した事業年度に繰り入れを行う。

別添 新旧対照表その2

新旧対照表

改正案	現行
<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領</p> <p>平成15年10月 1日 機構規程第122号 (改正 平成16年 4月 1日 機構規程第 4号) (改正 平成22年11月18日 機構規程第 40号) (改正 平成27年 2月 3日 機構規程第 36号) <u>(改正 平成31年 2月21日機構規程第 53号)</u></p> <p>附則 (平成27年2月3日機構規程第36号)</p> <p>1 この取扱要領の一部改正は、平成27年2月3日から施行する。</p> <p><u>附則 (平成31年 2月21日機構規程第53号)</u></p> <p><u>1 この取扱要領の一部改正は、平成31年 2月21日から施行する。</u></p> <p><u>2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)」に基づく補助対象事業については、片道断面輸送量が一日一万人以上十五万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線を対象とする。</u></p>	<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領</p> <p>平成15年10月 1日 機構規程第122号 (改正 平成16年 4月 1日 機構規程第 4号) (改正 平成22年11月18日 機構規程第 40号) (改正 平成27年 2月 3日 機構規程第 36号)</p> <p>附則 (平成27年2月3日機構規程第36号)</p> <p>1 この取扱要領の一部改正は、平成27年2月3日から施行する。</p>

別添 新旧対照表その3

新旧対照表

改正案	現行
<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領</p> <p>平成15年10月 1日 機構規程第126号</p> <p>改正 平成16年 7月15日 機構規程第 28号</p> <p>平成22年 3月31日 機構規程第 80号</p> <p>平成22年11月18日 機構規程第 45号</p> <p>平成24年 6月29日 機構規程第 7号</p> <p>平成26年11月19日 機構規程第 22号</p> <p>平成27年 4月 9日 機構規程第 6号</p> <p>平成29年 3月29日 機構規程第 97号</p> <p>平成31年 2月20日 機構規程第 52号</p> <p><u>附 則 (平成31年2月20日 機構規程第52号)</u></p> <p><u>1 この取扱要領の一部改正は、平成31年2月20日から適用する。</u></p> <p><u>2 平成30年度補正予算(第2号)における第3条の対象事業は、地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する鉄道駅について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設の整備を行う事業とする。</u></p>	<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領</p> <p>平成15年10月 1日 機構規程第126号</p> <p>改正 平成16年 7月15日 機構規程第 28号</p> <p>平成22年 3月31日 機構規程第 80号</p> <p>平成22年11月18日 機構規程第 45号</p> <p>平成24年 6月29日 機構規程第 7号</p> <p>平成26年11月19日 機構規程第 22号</p> <p>平成27年 4月 9日 機構規程第 6号</p> <p>平成29年 3月29日 機構規程第 97号</p>